

平成27年 7月 1日

ご来院の皆様へ

病 院 長

初診時選定療養費の改定について

平素より、当院の運営に関しましてご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、当院では「かかりつけ医」等からの紹介状をお持ちでない初診の患者さんには、初診料とは別に健康保険法の規定に基づく初診時選定療養費のお支払いをお願いしております。

この選定療養費に関しまして、現行の2,700円(税込)を**平成27年9月1日より3,240円(税込)**に改定させていただくこととなりました。

皆様には、更なるご負担をおかけすることとなりますがどうかご理解の程お願い申し上げます。

なお、皆様方におかれましては、日頃の健康増進の一環といたしまして「かかりつけ医」をおもちいただくようお勧め申し上げます。

私どもは、医療法に規定する地域医療支援病院といたしまして、今後とも近隣の医療機関の先生方と連携を密にし、更なる地域医療の発展に貢献してまいる所存でございます。

以 上